

平成31年度 舟形ほほえみ保育園 園児募集

平成31年4月より、舟形ほほえみ保育園に新たに入所を希望される方は申し込んでください。
 なお、現在入所されている児童で、引き続き保育園を利用される方は申し込みの必要はありません。

▼対象／平成31年4月1日に舟形町に住所を有し、保護者等が仕事や病気のため、家庭で保育できないと認められる生後6ヵ月経過から就学前までのお子さんがあり、保育を必要とする方。

▼認定申請／保育所等利用申込書と併せて保育の必要性にかかる「支給認定申請書」の提出をしていただき、支給認定（2・3号認定）を受ける必要があります。支給認定を受けるには、保育を必要とする事由に該当していることが必要です。
 ※未満児（0、1、2歳児）については利用定員に限りがあり、定員を超えた場合は選考審査をしますので、あらかじめご了承ください。

▼申込期間・方法／平成30年12月3日（月）～12月21日（金）
 健康福祉課福祉係へ直接提出してください。（郵送では受付できません。）

▼申請書／舟形町健康福祉課福祉係に準備しています。また、町ホームページよりダウンロードできます。

▼申込みに必要な書類／①保育所等利用申込書 ②支給認定申請書
 ③保育の必要性を証明する書類（保護者および同居する家族全員分）

保育の必要な事由	保育の必要性を証明する書類
ア. 就労	在職証明書または就労証明書
イ. 妊娠・出産	母子健康手帳（分娩予定日記載部分）の写し
ウ. 病気・障がいのある方	診断書または障害者手帳等の写し
エ. 家族を介護・看護している方	介護保険被保険者証等の写し
オ. 求職活動中の方	ハローワークの相談記録等の写し
カ. 学校に在学中の方	在学証明書等
キ. 育児休業中に既に保育所を利用して いる方で継続利用が必要な方	育児休暇の取得状況がわかるものの写し

※災害復旧にあたっている、虐待等のおそれがある場合など、他の理由もありますのでご相談ください。

▼保育時間／午前8時30分～午後4時30分（日・祝日は除く）ただし、保護者の就労時間（標準時間・短時間）に合わせて、午前7時～午後7時までの開所時間の中で保育を実施します。

▼保育料／通常保育料（月額）は次のとおりです ※（ ）内は、母子父子家庭、在宅障がい児（者）世帯

区分	保護者等の町民税額等	3歳未満児		3歳以上児	
		保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間
1	生活保護世帯等	0円	0円	0円	0円
2	町民税非課税世帯	5,600円 (0円) ※第2子以降は0円	5,600円 (0円) ※第2子以降は0円	4,000円 (0円) ※第2子以降は0円	4,000円 (0円) ※第2子以降は0円
3	町民税の均等割額課税世帯	16,000円 (5,800円)	15,700円 (5,800円)	13,600円 (4,800円)	13,300円 (4,800円)
4-1	所得割課税額 1円以上77,100円以下	25,600円 (5,800円)	25,100円 (5,800円)	23,200円 (4,800円)	22,800円 (4,800円)
4-2	77,101円以上97,000円以下	25,600円	25,100円	23,200円	22,800円
5	97,001円以上169,000円以下	34,000円	33,400円	25,200円	24,700円
6	169,001円以上301,000円以下	48,000円	47,100円	29,200円	28,700円
7	301,001円以上	52,000円	51,100円	31,200円	30,600円

- ・年収360万円未満相当の多子世帯・ひとり親世帯等の場合、保育施設等の利用の有無や年齢にかかわらず、生計を一にする兄弟等を保育料の多子軽減の算定対象としています。第2子については2分の1、第3子以降は無料となります。ひとり親世帯等の場合、第1子については2分の1、第2子以降は無料となります。
- ・2人同時入所の場合、下のお子さんは2分の1に軽減されます。
- ・3人以上同時入所の場合、3人目からは無料となります。

▼支給認定について／保育所等の給付対象施設を利用するためには、認定を受ける必要があります。

認定区分	内 容	利用時間区分
2号認定	満3歳以上で、「保育の必要な事由」に該当し、保育所等での保育を希望される場合	保育標準時間
3号認定	満3歳未満で、「保育の必要な事由」に該当し、保育所等での保育を希望される場合	保育短時間

※他に1号認定がありますが、幼稚園、認定こども園の利用を希望する場合です。

- ◇「保育標準時間」… 保護者のいずれもがフルタイム就労を想定した利用時間（最長11時間）。
- ◇「保育短時間」… 保護者のいずれも、またはいずれかがパートタイム就労を想定した利用時間（最長8時間）。
 ※「保育標準時間」「保育短時間」とも保護者の働き状況で相談に応じます。

▼申込み・問い合わせ／舟形町健康福祉課福祉係 ☎ (32) 0655

<保育料の1/2を助成します> ～ほほえみファミリーサポート給付金事業～

子育て支援を町の重点課題の一つとしています。そのため町では、子育て中の家族の支援のため給付金を交付します。

▼対象／ほほえみ保育園等を利用している3歳以上の子どもの保護者

▼助成額／納付した保育料の1/2の額

- ▼支給の流れ／①当月分の保育料を納付（毎月25日振替）
 ※25日が土日祝日等の場合、翌日となります。
 ②納付確認（毎月10日まで確認）
 ③翌月25日支給
 ※25日が土日祝日の場合、前日に支給となります。
 詳しくは、問い合わせください。

▼問い合わせ／舟形町健康福祉課福祉係 ☎ (32) 0655

